

役員選出方法に関する内規

1. 理事候補者は、地方区ごとに選出する。
2. 地方区は、北海道・東北地区、北信越地区、関東地区、東海地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区の7地方区とする。
3. 地方区ごとの選出定数は、各地方区の会員15名につき1名の割とし、端数10名以上の場合は1名の増とする。
4. 次期理事は、理事会が候補者を選出し、総会において審議決定する。
5. 会長、副会長、理事長、常務理事の選出は、次期理事の互選による。
6. この内規は、理事会の決議により改正することができる。

付則 この内規は、平成15年3月29日より適用する。
この内規は、平成28年10月28日より適用する。
この内規は、令和6（2024）年8月31日より適用する。